

日本セーフティカヌーイング協会・指導者検定会のご案内

日本セーフティカヌーイング協会(JSCA)では、パドリング指導をされている方、今後指導員を目指す方を対象に、指導員としての養成活動を行っております。これまでに認定したインストラクターやガイドは250名を超え、全国の公認カヌースクールにおいて活躍中です。この指導員検定会を、別紙募集要項の通り開催いたしますので、ご案内申し上げます。

一般社団法人 日本セーフティカヌーイング協会
代表理事 山口浩也

■JSCA カヌー指導員の概要 指導員資格には、艇種毎にいかなる静水でも活動できる「アドバンストインストラクター」と限定された静水面で活動する「ベーシックインストラクター」、応用フィールドを案内できる「アドバンストガイド」の認定を行います。認定に必要な単位は下記の通りです。

2020年4月1日改正

認定資格名	種目	ベーシック課程		アドバンスト課程		ガイド課程		合計単位数
		知識 共通	技術 各艇種	知識 共通	技術 各艇種	リバー課目	シー課目	
JSCA ベーシック インストラクター	シーカヤック	3	3					6
	シットオントップカヤック	3	3					6
	レクリエーションカヤック	3	3					6
	リバーカヤック	3	3					6
	カヌー	3	3					6
	SUP	3	3					6
JSCA アドバンスト インストラクター	シーカヤック			6	6			12
	シットオントップカヤック			6	6			12
	レクリエーションカヤック			6	6			12
	リバーカヤック			6	6			12
	カヌー			6	6			12
	SUP			6	6			12
JSCA アドバンスト ガイド	リバー			6	6	9		21
	シー			6	6		9	21

■JSCA インストラクター取得の活動メリット

- ▼各種研修会においてカヌー技術や指導法等、継続改良する機会が増えます。
- ▼JSCA 公認スクールを開設できます。公認スクールには、協会指定の各種プログラムの主催や主管活動、顧問弁護士、傷害保険と賠償責任保険の利用、技術認定書の発行、スクール経営や安全管理等の情報交換や講義の受講、ネット上や雑誌などへ共同広告の掲載等のメリットがあります。
- ▼JSCA は下記団体と連携しています。
一般財団法人 社会スポーツセンター、CONE (NPO 法人自然体験活動推進協議会)
RAC (川に学ぶ体験活動協議会)、CNAC (海に学ぶ体験活動協議会)、UMI 協議会
OKCA (NPO 法人沖縄県カヤック・カヌー協会)

■JSCA インストラクター/ガイドの活動

JSCA インストラクター/ガイドの活動は以下のいずれかの条件のもとで認められています

- ① JSCA 公認スクールに所属し活動する
- ② 公認スクール開設申請をおこない、認定後 JSCA 公認スクールとして活動する

■受験資格(詳細は、検定会規定をご参照ください。)

受験年の4月1日現在 18才以上の者。セーフティパドリングとその普及のためのインストラクション/ガイドを目指し、学習・自己研鑽する意欲のある者。

共通 : 所定の心肺蘇生法講習を受験日の前3年以内に受講していること。

アドバンストインストラクター : SRP 講習修了

アドバンストガイド : アドバンストインストラクターを所持している JSCA 一般会員

■検定会の実施概要 受験者は「規程集・検定規定」および内容が明記された「JSCA 指導者検定会インストラクター/ガイド検定課目ガイドライン 2020 年度版」を必ずお読み下さい。JSCA ホームページに掲載されています。検定会は会場により実施種目や課目が異なりますのでご注意ください。

- 1)各課程で講習と試験を行い、試験に合格することにより単位が取得できます。
- 2)必要単位を取得し、本人の申請と理事会承認によりインストラクター/ガイドとして認定されます。
- 3)認定に至らない場合、検定会で取得した単位は3年間有効です。※アドバンスト課程のみ
- 4)これまでに有効単位を取得されている方は、必要課目のみの受験が可能です。
- 5)合格者は JSCA 指導員として登録県と氏名が紹介される場合があります。不都合のある方は、申請時に協会事務局へお申し出下さい。
- 6)検定会中において撮影された写真、ビデオ等の肖像権は全て主管、および協会に帰属します。